回 答 書

件 名		令和8年度高知県キャッシュレス決済端末購入契約
1	Q	来年度以降実施されると思われる指定納付受託業務に関して、貴庁への収納金の お振込みおよび手数料のご請求方法についてはご指定がありますでしょうか。 決済ブランド問わず、当社より一括して入金予定ではございますが、 決済手数料を差し引いた形での入金、または収納金を一括して入金後、別途発行する 請求書にて手数料をお支払いいただく形のいずれかを想定しております。 仕様書内には記載がございませんが、納品までの各ブランドへの審査手続きに 関係があるためご回答のほどお願いいたします。
	A	収納金を一括して入金後、別途指定納付受託者が発行する請求書にて手数料を支払う形を想定しています。
2	Q	落札業者選定後速やかに契約締結に関する準備や各ブランドへのお申込み手続きの 手配を行うため、すべてのブランド審査が完了した状態で納品はできる見込みです。 ただし、貴庁でお申込み完了する日にちによっては一部ブランド審査が完了していない 可能性も考えられます。その場合、完了した決済ブランドのみ端末で利用可能な状態で ご納品し、未完了の決済ブランドについては審査後に適用する形でもよいでしょうか。
	A	端末は、原則として「要求仕様書」4（2）カの各決済ブランドが利用可能な状態で納入していただく想定です。なお、やむを得ない理由で納入が遅れる場合は別途協議することとなります。
3	Q	来年度以降について、システム利用料等の月額利用料は別途締結の上、 お支払いただける認識でよいでしょうか。 また4月からの運用開始となりますでしょうか。
	A	本調達はキャッシュレス決済端末の購入契約となっています。システム利用料等は別途入札予定です。
4	Q	郵送入札の際、入札参加意思確認書に記載する担当者が弊社代表以外の場合も 入札書および内封筒の名義が弊社代表者であれば、 委任状は不要の認識でよいでしょうか？
	A	ご認識のとおりです。
5	Q	決済手数料および収納代行契約について 【該当箇所】 ・要求仕様書 P2「4(2)カ、キ」 ・入札説明書 P2「1(5)ア」 本調達はキャッシュレス決済端末の購入契約と理解しておりますが、各決済ブラン ドに係る決済手数料、収納代行手数料および加盟店契約に関する費用について は、本調達の対象外と考えてよろしいでしょうか。 また、決済サービスの契約主体、決済代金の入金先および入金サイクルについて ご教示ください。
	A	ご認識のとおり、本調達はキャッシュレス決済端末の購入契約となっていますので、端末の納入に係る費用以外は対象外と考えています。 なお、残りの質疑の回答は下記のとおりです。 ・決済サービスの契約主体 ⇒高知県と、別途入札予定の決済端末の運用等業務委託業者とで契約締結予定です。 ・決済代金の入金先 ⇒現在検討中です。 ・入金サイクルについて ⇒現在検討中です。

6	Q	POSシステム等の継続利用料について 【該当箇所】 ・要求仕様書 P1「1 品名及び数量」 ・要求仕様書 P2～3「4(3) POSシステムの要件」 ・入札説明書 P2「1(5)ア」 POSシステムのクラウド利用料、端末通信費、保守費および決済ブランドの維持に必要な費用について、本調達金額に含める必要がある場合は、その対象期間をご教示ください。 また、次年度以降に発生する継続費用については、別途契約となる理解でよろしいでしょうか。
	A	ご認識のとおり、本調達はキャッシュレス決済端末の購入契約となっていますので、端末の納入に係る費用以外は対象外と考えています。なお、決済端末の運用等業務委託は別途入札予定です。
7	Q	決済ブランドの利用開始時期について 【該当箇所】 ・要求仕様書 P1「2 納入期限」 ・要求仕様書 P2「4(2)カ」 仕様書に定める各決済ブランドについて、納入期限までに加盟店審査および利用開始手続がすべて完了している必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 また、決済事業者による審査等、納入者の責めに帰さない事由で利用開始が遅延した場合の取扱いについてご教示ください。
	A	端末は、原則として「要求仕様書」4（2）カの各決済ブランドが利用可能な状態で納入していただく想定です。なお、やむを得ない理由で納入が遅れる場合は別途協議することとなります。
8	Q	現金を含めた収納情報の一元管理について 【該当箇所】 ・要求仕様書 P2「4(2)カ、キ」 ・要求仕様書 P3「4(3)オ」 現金、クレジットカード、電子マネー、コード決済ならびにジモッペイの収納情報を同一のPOSシステム上で集計・管理し、手続名称、端末番号、決済日時、支払方法等により照合できることが必要との理解でよろしいでしょうか。
	A	ご認識のとおりです。

9	Q	取消・返金・収納照合について 【該当箇所】 ・要求仕様書 P3「4(3)オ」 ・要求仕様書 P3「4(4) マニュアルの要件」 決済の取消、返金、通信障害による決済未完了および実際の入金額との差異について、POSシステム上で処理履歴を確認・照合できる機能は必要でしょうか。 必要な場合は、管理対象となる情報および求められる機能の範囲をご教示ください。
	A	・決済の取消、返金 ⇒POSシステム上で当該支払が取消、返金さた場合は、POSシステム上で処理履歴を確認・照合できるようにしてください。 ・通信障害による決済未完了 ⇒決済が未完了でレシートが発行されていない場合は、POSシステム上で処理履歴を確認・照合できる機能は必要ありません。 ・実際の入金額との差異について ⇒POSシステム上で処理履歴を確認・照合できる機能は必要ありません。
10	Q	続名称・料金マスタの管理について 【該当箇所】 ・要求仕様書 P2「4(2)ケ」 ・要求仕様書 P2「4(3)イ～エ」 納入時に登録する申請等手続名称、料金情報の件数および料金パターン数をご教示ください。 また、納入後の情報更新は、管理者がPOSシステム上で一括更新し、各端末へ反映できることを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。
	A	・申請等手続名称、料金情報の件数 ⇒約850件です。 ・料金パターン数 ⇒約850パターンの想定です。また、一部手続きでは、POSシステム上に料金情報を登録せず、支払時に金額を入力する運用も想定しています。 ・納入後の情報更新 ⇒権限によって、当県職員側で更新を可能とする想定です。
11	Q	領収書・レシートの発行について 【該当箇所】 ・要求仕様書 P2「4(2)ウ」 ・要求仕様書 P2「4(2)コ、サ」 現金収納時の領収書とキャッシュレス決済時のレシートは、同一のプリンタから発行できれば要件を満たす理解でよろしいでしょうか。 また、偽造防止対策済みのロール紙について、求める印刷方式、仕様および検証方法をご教示ください。
	A	・現金収納時の領収書とキャッシュレス決済時のレシートは、同一のプリンタから発行できれば要件を満たすか。 ⇒ご認識のとおりです。なお補足ですが、現金収納の場合もレシートは発行される想定です。 ・偽造防止対策済みのロール紙について、求める印刷方式、仕様および検証方法 ⇒偽造防止対策済みロール紙は、コピーガードが付いた高保存タイプの感熱紙を想定しています。なお、偽造防止対策済みロール紙は納入いただく端末の仕様にあわせて当県で調達する想定のため、本調達の納入品目対象外です。
12	Q	保守対応および責任範囲について 【該当箇所】 ・要求仕様書 P3「4(4) マニュアルの要件」 ・要求仕様書 P3「5 その他」 ・物品購入契約書案「第15条・第16条」 納入後の端末故障、通信障害、POSシステム障害等に関して、納入者に求める保守対応期間、受付時間、復旧時間および代替機の提供条件をご教示ください。 また、メーカー、通信事業者、決済事業者に起因する障害についての責任分界点をご教示ください。
	A	・納入後の端末故障、通信障害、POSシステム障害等に関して、納入者に求める保守対応期間、受付時間、復旧時間および代替機の提供条件 ⇒次に掲げる状況が端末に発生した場合、直ちに無償で交換、修理等に応じることを条件とする想定です。 ・故障、障害があった場合 ・故意または重過失によるものを除く機器、部材の破損があった場合 ・初期不良による機器、部材の不具合があった場合 ・メーカー、通信事業者、決済事業者に起因する障害についての責任分界点 ⇒メーカーの責任は上記回答をご参照ください。通信事業者、決済事業者に係る決済端末の運用等業務委託は別途入札予定です。

13	Q	検収条件および追加対応について 【該当箇所】 ・要求仕様書 P1「1 品名及び数量」「2 納入期限」「3 納入場所」 ・要求仕様書 P2「4(3)イ～エ」 ・要求仕様書 P3「5 その他」 ・物品購入契約書案「第10条・第14条」 本調達における検収について、端末33台の納入に加え、POSシステムの設定、手続名称・料金マスタの初期登録、各種決済の動作確認までを完了する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 また、納入後に発生する手続の追加、機能改修、個別カスタマイズについては、別途協議・契約の対象となる理解でよろしいでしょうか。
	A	ご認識のとおりです。なお、決済端末の運用等業務委託は別途入札予定です。
14	Q	通信品質の現地確認 【該当箇所：要求仕様書 P1「4(2)ア」】 要求仕様書では、施設内ネットワークを利用せず、安定的な通信が可能であることとされています。 各設置予定施設において、端末の利用予定場所での通信品質の事前調査、または納入時の通信試験を実施し、通信の安定性を確認する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。また、確認方法や合格基準があればご教示ください。
	A	通信の安定性は、モバイル通信回線の対象エリア内かご確認いただければ、納入前の現地確認は不要です。
15	Q	設置場所・通信環境について 【該当箇所】 ・要求仕様書 P1「1 品名及び数量」 ・要求仕様書 P1「3 納入場所」 ・要求仕様書 P1「4(1) 納入目的」 ・要求仕様書 P1「4(2)ア」 キャッシュレス決済端末33台の設置予定施設および施設ごとの設置台数をご教示ください。 また、仕様書に記載の「施設内のネットワークを利用せず、安定的な通信が可能であること」について、モバイル通信回線による接続で要件を満たす理解でよろしいでしょうか。 併せて、通信状況の現地確認、端末設置および初期設定作業の実施範囲をご教示ください。
	A	・設置予定施設及び設置台数 ⇒別添「決済端末設置予定の場所」のとおりです。 ・モバイル通信回線による接続は要件を満たすか ⇒ご認識のとおりです。 ・通信状況の現地確認 ⇒モバイル通信回線の対象エリア内かご確認いただければ、納入前の現地確認は不要です。 ・端末設置及び初期設定作業の実施範囲 ⇒施設への端末の設置は本調達の対象外となります。
16	Q	【要求仕様書】4 納入要件等(1) 納入目的 現金のほか、キャッシュレス決済に対応できる収納専用窓口（以下「窓口」という。）を県の主な庁舎等に設置し、端末等必要な機器の整備を行うことで、県民サービスの向上を図るとともに、収納事務のデジタル化を推進する。 と記載がありますが、R9年度以降のPOSシステム利用料、決済手数料等のランニング費用は含まない認識で相違ないで相違ないでしょうか。 また、想定されている運用期間があればご教示ください。
	A	ご認識のとおり、本調達はキャッシュレス決済端末の購入契約となっていますので、端末の納入に係る費用以外は対象外と考えています。なお、決済端末の運用等業務委託は別途入札予定であり、運用期間は現在検討中です。